特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	母子保健関係事務				
②事務の概要	 ・母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・検診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。 				
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合				

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第70項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号) 第108条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
	<選択肢>

①実施の有無	[実施する]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠		いく利用特定個人	ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジ 、第82条			
	■情報照会の根拠 番号法第19条8号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第95項					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部かすみ保健福祉センター
②所属長の役職名	センター長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ				
連絡先	置311-2490 茨城県潮来市島須777 潮来市 かすみ保健福祉センター TEL (0299)-64-5240				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	令和7年10月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

上きい値判断結果基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]	雷占 陌日 亚 価聿	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
されている。	心(成)別に りいくは、てれてれ	· 里 尔 垻 口 計 徶 音	大は主項日計画音において、リヘ)	ノ対東の計画が記載
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通り	じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	ι]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		本人からのマイ	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー イナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 とを厳守している。			

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
判断の根拠	イン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。			

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用	提出時期	提出時期に係る説明
A Tanda - E an E	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。	する。	市後	改版に伴い、事務の概要の
令和2年1月28日	②事務の概要	①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付に関する事務	①母子保健法による保健指導、健康診査、妊 産婦の訪問指導又は母子健康包括支援セン	事後	変更
令和2年1月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める 会(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)第30条 ■情報照会は実施しない	ターが行う事業の実施に関する事務 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第30条 ■情報照会の根拠	事後	改版に伴い、情報提供項目 の追加および情報照会の開始
			番号法第19条7号、別表第二の第69の2項		
令和3年9月1日	1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項、 第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)第30条 ■情報照金の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項、 第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を嫌別するための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項	事後	
令和4年7月1日	1.対象人数	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月1日		令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	1.対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	2.取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	1.対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	2.取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第49項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第70項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号)第108条	事前	
令和6年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 今(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務 省令第七号)第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項	■情報提供の根拠 番号法第19条8号並びに行政手続における特 定の個人を臓別するための番号の利用等に関 する法律第十九条第八号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令(令和六年五月- 十四日総務省・デジタル庁令第九号)第2条第 80項、第95項、第82条 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号並びに行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律第十九条第八号に基づく利用特定個 人情報の提供に関する命令第2条第95項	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策8. 人手を介在 させる作業人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事前	
	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の敬意や、住基ネット開会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策判 断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに 設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素 認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	